

警察庁 生活安全局少年課内
少年有害環境対策研究会事務局 御中

平成 15 年 1 月 20 日
東京都渋谷区桜丘町 3-24 カコー桜丘ビル 6 階
Tel. 03-5456-2380 Fax. 03-5456-2381
社団法人日本インターネットプロバイダー協会
専務理事 境 輝正

いわゆる「出会い系サイト」の法的規制のあり方について

に対する意見

標題の件につきまして当協会の意見を述べさせていただきますので、ご査収下さいますよう宜しくお願いいたします。

まずいわゆる「出会い系サイト」を通じて知り合った児童が、児童買春の被害に巻き込まれるというケースが多数発生しており、社会的な問題になっていることは十分認識しております。そのような犯罪被害の発生を防ぎ、併せて児童の健全な育成に必要な措置を講じることは重要であると思えます

一方で、インターネットにおける表現の自由は、それ自体尊重されるものであり、インターネットの普及、発展のためにも不可欠なものであります。いわゆる「出会い系サイト」に対する規制と称して、インターネット上の表現の自由に不当かつ過度な規制を行うことは適切でないと考えます。

古くは雑誌などによるペンパル募集コーナーなどの例もあり、又、インターネット上で共通の価値観や趣味などを持つ友人や異性を捜そうという行為自体はなんら問題のあるものではありません。いわゆる「出会い系サイト」を利用して行なわれるものであっても、そのような行為が広く規制の対象になることは、インターネットの利用に対する不当な制約と考えます。

II.1 において「『出会い系サイト』を利用した次の行為」(不正勧誘行為)とありますが、行為そのものを禁止すればよいのであって、「出会い系サイト」に限定されるものではありません。規制すべきは「金銭などを渡したりもらったりすることと引き替えに面識のない児童との性交などを伴う交際を勧誘する」という目的を持った行為であると考えます。

項目 II .1-1 にて、「出会い系サイト」のことを「インターネットを利用して面識のない異性間の『出会い』を取り持つもの」という表現をされておりますが、これでは健全に結婚相手や友人・恋人を捜すために運営されているサイトなどを含む表現です。そもそも「出会い系サイト」の定義はこれでよいのか不明確であり、健全なビジネスに対しても規制の対象となりかねません。一般的な電子掲示板等の健全なサイトにおける表現活動に萎縮効果をもたらす恐れがないように、「出会い系サイト」の定義は的確かつ厳密にするべきと考えます。同時に「不正勧誘行為」の構成要件は悪質なものに限定するべきと考えます。

2 において「児童について、携帯電話から『出会い系サイト』を利用することを禁止」とあり、その理由としてパーソナル性があげられていますが、勉強部屋など個室にパソコンなどを持つ中高生も多く、一概に携帯電話だけが高いパーソナル性を持っているとはいえません。インターネット接続が可能な端末であれば、移動体・固定端末を問わずあらゆるサイトを閲覧することが可能であり、規制を携帯電話からの利用に限定する意味が分かりません。携帯電話を利用した例が多いからという説明がされておりますが、携帯電話を利用しない例も存在するのですから、規制が携帯電話に限定されることで、その有効性が著しく低くなるのではないのでしょうか。

携帯電話から利用可能なサイトに限定した規制に対し合理性はなく不適切と考え反対いたします。

3 において「『出会い系サイト』の側で、児童が利用しにくくなるような措置を講じなければならない」とありますが、このような一定の措置の義務づけは、インターネットにおける表現の自由を制約し、インターネットの発展を阻害するもので、なるべく避けるべきであると考えます。基本的にはこのような対策の導入は、サイト開設者あるいは電気通信事業者による自主的な取り組みにゆだねるべきではないのでしょうか。

事業者に対してなんらかの措置を義務づけることがないようお願いいたします。

II . 1 - 3 に児童による行為についても禁止とありますが、これはサイト開設者は一般的に情報の媒介者にすぎず情報内容に対し構成要件への該当性や不当性を判断することは困難であり、もし削除義務などを課せばサイト開設者などに過大な義務を課すものと思料いたします。

以上